

# 二戸労働基準監督署ニュース

## 1 いわて年末年始無災害運動実施期間が始まります！

### あなたの安全家族の願い 年末年始も無災害

実施期間：令和4年12月1日～令和5年1月31日  
 (準備期間令和4年11月1日～令和4年11月30日)

令和4年の1月から3月は、例年を大きく上回る転倒災害が発生しました。これから迎える年末年始は慌ただしさに加え、凍結、積雪等の自然要因も重なり、労働災害のリスクが高まります。岩手県の中でも特に県北地域は凍結、積雪などの冬季特有要因による労働災害発生が懸念されます。

### 冬季は転倒災害が多発！❄️

▶積雪・凍結などによって転倒の危険性が高まる冬季は、以下の対策が重要です。

#### ◇天気予報に気を配る

寒波が予想される場合などには、労働者に周知し、転倒しにくい靴の着用を指示するなど、早めの対策を実施しましょう。

#### ◇駐車場の除雪・融雪は万全に。出入口には転倒防止の対策を！

駐車場内、駐車場から職場までの通路を確保するため、除雪や融雪剤の散布を行いましょう。また、出入口には転倒防止用のマットやヒートマットなどを敷き、夜間は照明設備を設けて明るさ(照度)を確保しましょう。

#### ◇職場の危険マップの作成、適切な履物、歩行方法などの教育を行う

職場内の労働者が転倒の危険を感じた場所の情報を収集し、労働者への教育の機会に伝えるようにしましょう。また、作業に適した履物、雪道や凍った路面上での歩き方を教育しましょう。

**※事業場の管理下にある駐車場内での凍結などによる転倒災害は労働災害(業務上災害)となります!!!** 転倒により数か月の休業を余儀なくされる災害もあります。作業場だけでなく、駐車場での転倒防止についても事業場として問題意識を持って取り組んでください。

その他詳しくは、厚生労働者ホームページ「STOP! 転倒災害プロジェクト」

また、特に高齢労働者の安全と健康確保について「エイジフレンドリーガイドライン」などの単語で検索してみてください。

## 2 歯科健康診断結果報告の義務化について

令和4年10月1日より、有害業務にかかる歯科健康診断結果報告が義務化されました。変更点については以下のとおりです。

### 〈変更点〉

- ・ 歯科健康診断結果報告様式が新たに定められました。
- ・ 定期健康診断結果の報告様式から歯科健診の記載欄がなくなります。  
 (従来の定期健康診断結果報告様式も新しくなっています) →→→→→



各種健康診断結果報告書は、厚生労働省のウェブサイトに掲載しています。ダウンロードしてご利用ください。



### 3 令和4年1月～10月の労働災害状況（速報値）

	製造業	建設業	道路貨物運送業	林業	小売業	社会福祉施設	全産業合計 (左記以外の業種含む)
今年度	22	23	11	11	8	7	93
前年同期	25	26	10	6	9	9	78
増減率(%)	▲12	▲11.5	△10	△83.3	▲11.1	▲22.2	△19.2

### 4 最低賃金が引き上げられました

令和4年10月20日から昨年より最低賃金額が33円引き上げられ、**854円**となりました。そのため、最低賃金額の再度ご確認をお願い致します。また、賃金引き上げについてお悩みの方は無料で利用できる働き方改革推進支援センターで相談できますので、是非ご活用ください。さらに、中小企業事業主の皆様におきましては、要件を満たすと受けることができる業務改善助成金がございますので、ご検討ください（業務改善助成金の窓口は岩手労働局雇用環境・均等室となります）。

使用者も、労働者も、必ず確認。最低賃金。

知っていますか？  
自分の最低賃金

岩手県 最低賃金  
時間額  
**854円**



業務改善助成金

最大600万円を助成

「業務改善助成金」は、生産性を向上させ「事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)」の引上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。設備投資などを行なった場合、支給の要件に応じてその費用の一部を助成します。

| 支給の要件

- 1 事業場内最低賃金の引上げ
- 2 引上げ後の賃金額の支払い
- 3 生産性向上に資する機器・設備などを購入
- 4 解雇、賃金引下げ等の不交付事由がない

| 助成金支給までの流れ

- 1 交付申請書・事業実施計画などを、事業場がある都道府県労働局に提出
- 2 交付決定後、提出した計画に沿って事業実施
- 3 労働局に事業実施結果を報告
- 4 支給

中小企業事業者の皆さんへ

賃金引上げを支援する助成金を積極的に活用しましょう。

業務改善助成金の動画もあります。



詳しくは、こちら
業務改善助成金

詳しくは、こちら
働き方改革推進支援センター
検索

詳しくは、こちら
働き方改革推進支援資金
検索

### 5 賃金の時効

#### 未払賃金が請求できる期間が延長されています

2020年4月1日以降に支払期日が到来する全ての労働者の賃金請求権の消滅時効期間を賃金支払期日から5年（これまでは2年）に延長しつつ、**当分の間はその期間は3年**とされています。なお、退職金請求権（現行5年）などの消滅時効期間などは変更されていません。

#### 【時効期間延長の対象】

- 金品の返還（労基法23条、賃金の請求に限る）
- 賃金の支払（労基法24条）
- 非常時払（労基法25条）
- 休業手当（労基法26条）
- 出来高払制の保障給（労基法27条）
- 時間外・休日労働等に対する割増賃金（労基法37条）
- 年次有給休暇中の賃金（労基法39条9項）
- 未成年者の賃金（労基法59条）